

地下鉄事業・バス事業 民営化基本方針(案) 【補足資料】

平成25年3月

目次

| | |
|-----------------------|----|
| (1) 新会社の定款（案）の概要 | 1 |
| (2) 新規事業などの検討状況 | 4 |
| (3) 未着手の条例路線について | 6 |
| 【参考】未着手の条例路線について（概要） | 8 |
| (4) 乗車人員の推計について | 9 |
| (5) 他都市のバス交通政策の概要について | 10 |

(1) 新会社の定款（案）の概要

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| 商号 | 大阪地下鉄株式会社(仮称) |
| 目的 | (1) 軌道法及び鉄道事業法に基づく運輸業 (2) 鉄軌道施設の建設及び改良 (3) 土木工事、建築工事、電気工事及び設備工事の企画、設計、工事監理及び工事業並びにこれらに関するコンサルティング (4) 鉄軌道車両の設計、製造、修理、改造及び検査並びにこれらに関するコンサルティング (5) 鉄軌道施設、建物等の清掃及び保守管理 (6) 広告業 (7) 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理 (8) 駐車場業及び自転車駐車場管理 (9) 手荷物・小荷物預り業の経営 (10) 光ファイバーケーブルの賃貸 (11) 飲食店及びホテルの経営並びに旅行業 (12) 情報処理・提供サービス業 (13) 食料品、飲料水、酒類、タバコ、衣服・洋品雑貨、書籍・雑誌、医薬品・化粧品、がん具、日用品雑貨等の販売 (14) コンビニエンスストア及びスポーツ施設の経営 (15) 保育所及び託児所の経営 (16) 高齢者福祉施設の経営 (17) 発電及び電気供給事業 (18) 警備業 (19) 労働者派遣業 (20) 公共施設の管理業務 (21) 経理及び採用、給与計算、研修等人事に関する事務の受託 (22) その他前各号に附帯又は関連する事業 など |
| 本店の所在地 | 大阪市 |

(1) 新会社の定款（案）の概要

| 項目 | | 内容 |
|--------------------------|------------|--|
| 設立に際して出資される財産の価額またはその最低額 | | ※ 新会社の資本金は、今後実施するデューデリジェンスにより決定 (参考) 東京地下鉄株式会社 平成24年3月31日現在 581億円 |
| 発起人の氏名または名称および住所 | | 大阪市 大阪市北区中之島1丁目3番20号 |
| 機関 | | 取締役会、監査役、監査役会、会計監査人 |
| 株式 | 公告方法 | 本会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告できない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 |
| | 株主名簿管理人 | 本会社は株主名簿管理人を置き、株式の名義書換等の事務を担当させることができる。 |
| 株主総会 | 株主総会の招集 | 本会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、社長が招集する。 |
| | 定時株主総会の基準日 | 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 |
| | 株主総会の議長 | 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。 |
| | 決議の方法 | 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 |

(1) 新会社の定款（案）の概要

| 項目 | | 内容 |
|-----------|---------------|--|
| 取締役及び取締役会 | 取締役の員数 | 本会社の取締役は、20名以内とする。 |
| | 取締役の任期 | 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 |
| | 代表取締役及び役付取締役 | 本会社に、社長1名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から選定する。 社長は、会社を代表する。 社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。 社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。 |
| | 取締役会の招集権者及び議長 | 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。 |
| | 取締役会の決議方法 | 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 |
| 監査役及び監査会 | 監査役の員数 | 本会社の監査役は、4名以内とする。 |
| | 監査役の任期 | 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 |
| | 監査役会の決議方法 | 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 |
| 会計監査人 | 会計監査人の選任決議 | 会計監査人は、株主総会において選任する。 |
| | 会計監査人の任期 | 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 |
| 計算 | 事業年度 | 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 |
| | 剰余金の配当 | 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。 |
| | 中間配当 | 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して会社法第454条第5項による剰余金の配当をすることができる。 |

(2) 新規事業などの検討状況

① 新規事業について

新規事業検討プロジェクトチームを設置のうえ検討開始

《プロジェクトチームでの検討内容》

交通事業を核に「生活・まちづくり企業」へ

- ① 培ってきた技術・ノウハウを活かす
 - ・土木構造物や電気施設の老朽診断 など
- ② 駅ナカをさらに充実
 - ・ATMの拡大
 - ・カプセルホテル（昼寝などの仮眠スペース） など
- ③ 駅チカ、施設や遊休地の利用
 - ・一時預かり保育施設の設置
 - ・Wifi事業 など
- ④ 新しい挑戦
 - ・発電事業
 - ・公共施設の管理業務の受託
 - ・警備業務 など

- ・鉄道事業以外の収益の確保による経営基盤の強化
- ・相乗効果による増客、増収
- ・人材の有効活用（雇用の確保）

実施の可能性などについて
検討・検証を進める。

【定款（案）において事業を列挙】

- (1) 軌道法及び鉄道事業法に基づく運輸業
- (2) 鉄軌道施設の建設及び改良
- (3) 土木工事、建築工事、電気工事及び設備工事の企画、設計、工事監理及び工事業並びにこれらに関するコンサルティング
- (4) 鉄軌道車両の設計、製造、修理、改造及び検査並びにこれらに関するコンサルティング
- (5) 鉄軌道施設、建物等の清掃及び保守管理
- (6) 広告業
- (7) 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理
- (8) 駐車場業及び自転車駐車場管理
- (9) 手荷物・小荷物預り業の経営
- (10) 光ファイバーケーブルの賃貸
- (11) 飲食店及びホテルの経営並びに旅行業
- (12) 情報処理・提供サービス業
- (13) 食料品、飲料水、酒類、タバコ、衣服・洋品雑貨、書籍・雑誌、医薬品・化粧品、がん具、日用品雑貨等の販売
- (14) コンビニエンスストア及びスポーツ施設の経営
- (15) 保育所及び託児所の経営
- (16) 高齢者福祉施設の経営
- (17) 発電及び電気供給事業
- (18) 警備業
- (19) 労働者派遣業
- (20) 公共施設の管理業務
- (21) 経理及び採用、給与計算、研修等人事に関する事務の受託
- (22) その他前各号に附帯又は関連する事業など

(2) 新規事業などの検討状況

② 既委託業務の直営事業化

| 業務項目 | 内容 | 必要人員 | 備考 |
|-------------|--|-------|------|
| 駅業務・駅付帯業務 | ・長堀鶴見緑地線6駅の窓口業務・ホーム立哨業務を直営事業化する ・遺留品、車いす利用者介助補助業務などを直営事業化する | 約70人 | |
| 駅務機器点検・修理業務 | 券売機、自動改札装置、自動精算機等の定期点検、故障修理業務などを直営事業化する | 約40人 | |
| 電気設備保守補助業務 | 電気設備点検、外注整備業務の監理、電車線設備整備業務などを直営事業化する | 約40人 | |
| 車体整備業務 | 車体整備(月検査)、車内座席整備(月検査)業務などを直営事業化する | 約50人 | 中量含む |
| 施設・軌道保守業務 | 施設保守補助、軌道敷内点検整備、レール交換業務などを直営事業化する | 約30人 | |
| 建築施設・設備保守業務 | 建築施設維持修繕等補助、建築設備保守点検業務委託に伴う監理補助業務などを直営事業化する | 約10人 | |
| その他 | 事業所清掃(乗務所・仮泊所・事業所など)業務などを直営事業化する | 約60人 | |
| | 合計 | 約300人 | |

(3) 未着手の条例路線について

① 状況

新線整備の推進には、まちづくりと一体となった取り組みが必要

しかし

本市一般会計の財政状況が厳しいため、

- ・新線建設費の負担が厳しい
- ・沿線のまちづくりが進まない

このような状況の中

交通局が民営化すれば

- ・本市からの繰入金の削減
- ・本市の税収増に貢献
(固定資産税等の納付)
- ・本市へ株式配当

- ・民営化後の新会社が沿線のまちづくりに参画も可能

新線整備には、莫大な事業費が必要であり、採算性の確保が厳しい

＜未着手の条例路線を取り巻く状況＞

- ・沿線人口の減少
- ・人の動きも減少
- ・自転車利用の増加
- ・少子化等により、将来的に人口の増加も期待できない等

(国の補助制度について)

第3セクターに対する補助が平成13年に公営事業者に対する補助と同等に拡充
(適用事例: 阪神なんば線、京阪中之島線)

新線整備の推進に寄与

(3) 未着手の条例路線について

② 今後の取組み

| 運輸政策審議会答申第10号 「大阪圏における高速鉄道を中心とする 交通網の整備に関する基本計画について」 | 近畿地方交通審議会答申第8号 「近畿圏における望ましい交通のあり方について」 | 次期答申？ |
|--|---|---|
| [答 申] 平成元年 [目標年次] 平成17年 | [答 申] 平成16年 [目標年次] 平成27年 | [答 申] ? [目標年次] ? |
| [検討体制]運輸政策審議会:運輸省所管 ◆地域交通部会大阪圏都市交通委員会 ・学識経験者 ・府県政令市の首長 ・その他関係者 ◆ワーキンググループ ・学識経験者 ・その他関係者 ※自治体、事業者にヒアリングを実施 | [検討体制]近畿地方交通審議会:近畿運輸局所管 ◆近畿地方交通審議会 ・学識経験者 ・府県政令市の首長 ・業界団体の代表等 ◆総合交通部会サブWG(鉄道関係) ・学識経験者 ・鉄道事業者(民鉄、公営地下鉄) ※自治体、事業者にヒアリングを実施 | [検討体制] 同左？ |

これまで、答申には、行政の交通政策部門が主体となって関わってきており、交通局は鉄道事業者として関わってきている。

民営化後も、未着手の条例路線が次期答申に盛り込まれるよう、行政の交通政策部門と連携しながら、これまでと同様に事業者として要望を行っていく。

【参考】未着手の条例路線について（概要）

① 第8号線延伸(今里～湯里六丁目間)

・大阪市都心周辺部において放射線状路線と連絡し、環状方向の流動に対応する路線である。(平成16年第8号答申)

② 第7号線延伸(鶴町～大正間)

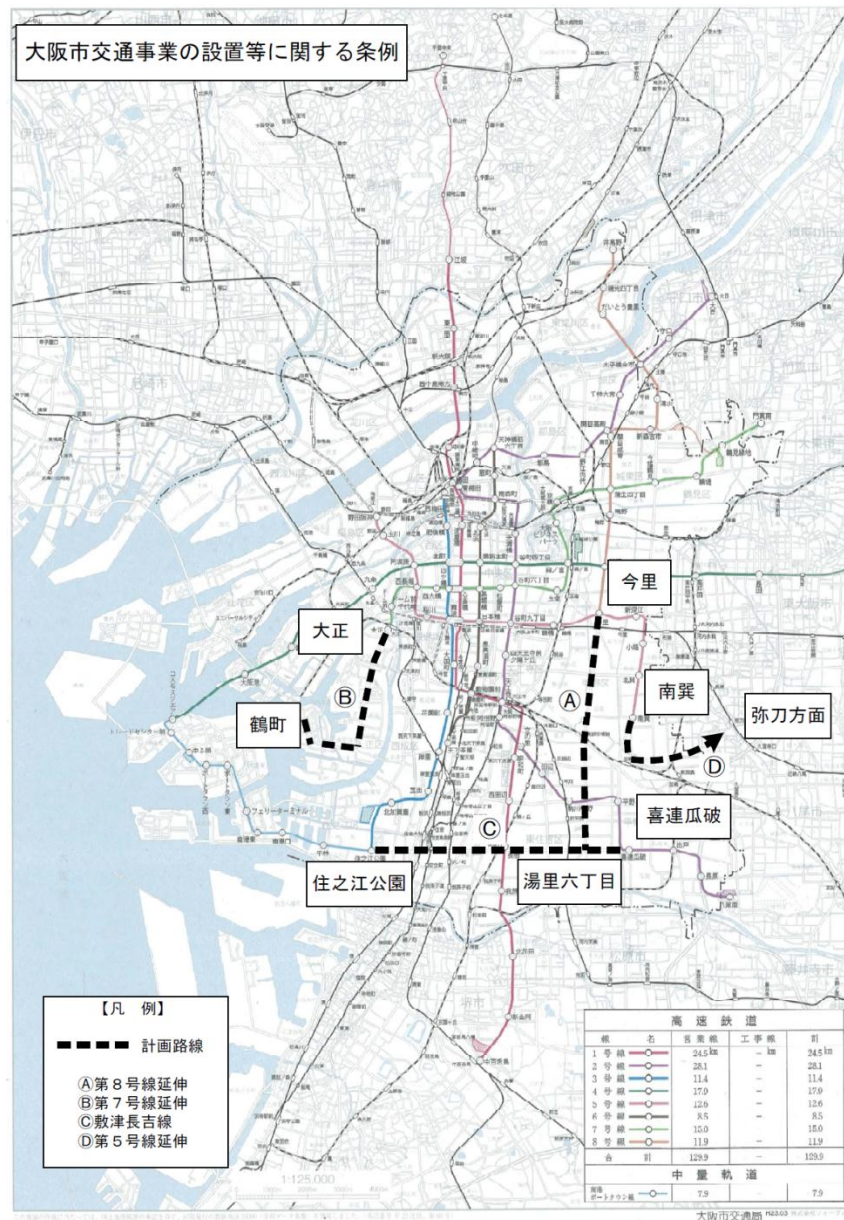
・大阪湾ベイエリア開発に伴い発生する輸送需要に対応するとともに、現在バス輸送に委ねている大正区全域の輸送環境改善に資する路線である。(平成16年第8号答申)

③ 敷津長吉線(住之江公園～喜連瓜破間)

・大阪市南部地域における東西方向の需要の動向、テクノポート大阪計画の整備状況、当該整備に伴う新規需要の規模等を総合的に勘案して、路線整備の必要性について検討する。(平成元年第10号答申)

④ 第5号線延伸(南翼～弥刀方面)

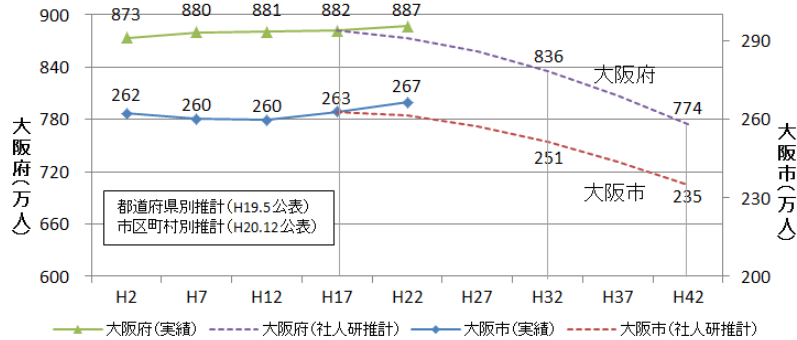
・東大阪地域の開発状況、当該開発に伴う新規需要の規模、近鉄大阪線の輸送の動向等を総合的に勘案して、路線整備の必要性について検討する。(平成元年第10号答申)



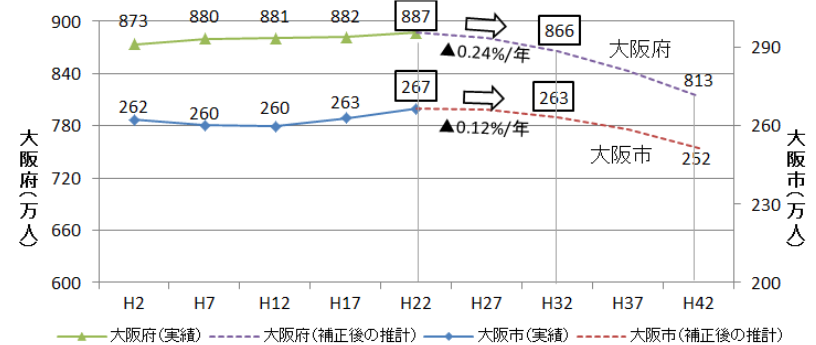
(4) 乗車人員の推計について

① 将来人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所による平成17年国勢調査をベースにした常住人口の将来推計

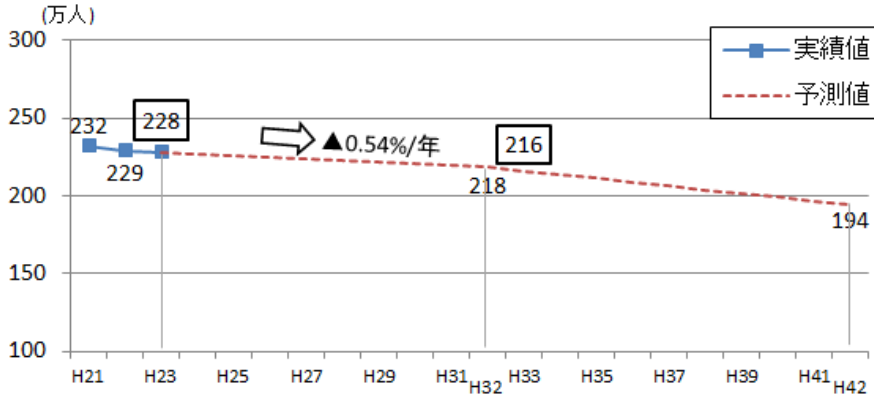


左記の推計人口を、最新の国勢調査である平成22年実績を踏まえて、同様の推計方法により補正



② 地下鉄事業の乗車人員の予測

補正後の将来推計人口(平成32年、平成42年)をもとに、近畿地方交通審議会答申第8号における需要予測モデルを用いて地下鉄事業の乗車人員を予測。



地下鉄事業の乗車人員の推移※

地下鉄事業民営化基本方針(案)4ページの乗車人員の推移については、直近10年間の乗車人員の減少傾向(▲1.0%)をもとにした試算を採用しており、ここに示す国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計等をもとにした試算(▲0.54%)よりも、厳しい予測をしている。

※予測値を交通調査値と決算値(平成23年度値)の比率を用いて換算し、決算ベースの一日平均乗車人員を作成

(5) 他都市のバス交通政策の概要について

| 都市名 | 北海道札幌市 | 兵庫県明石市 | 広島県呉市 |
|----------------|--|--|---|
| 担当部署 | 市民まちづくり局 | 土木交通部 | 都市部交通政策課 |
| 対象事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ジェイ・アール北海道バス ・じょうてつ ・北海道中央バス | <ul style="list-style-type: none"> ・神姫バス ・山陽バス | <ul style="list-style-type: none"> ・広島電鉄(バス) ・ひまわり交通、倉橋交通、野呂山タクシー、安浦交通 |
| 行政施策 | <ul style="list-style-type: none"> ・路線維持の補助金支出 ・公共交通※の利用促進の取組み (地域や学校教育におけるモビリティ・マネジメントの取組みなど) ※JR・地下鉄・路面電車・バス ・札幌駅前通地下広場、大通バスセンターの維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通政策の企画・立案 ・地域公共交通の確保 (ノンステップバス等の導入支援・旅客ターミナルのバリアフリー化など) | <ul style="list-style-type: none"> ・生活交通の確保に係る業務 (バス・乗合タクシー・船舶の旅客輸送における運行事業者との調整) |
| 補助金 | あり (平成23年度実績 750,187千円) | なし | あり (平成24年度予算 424,000千円) |
| バスサービスを検討する協議会 | <p>札幌市乗合バス路線維持審査会 (札幌市市民まちづくり局 所管)</p> <p>[会の目的] 札幌市乗合バス路線維持対策要綱に規定するシステムの維持の必要性について審査を行うため設置する</p> <p>[委員] <ul style="list-style-type: none"> ・北海道大学名誉教授 ・公認会計士事務所所長 ・社団法人札幌消費者協会理事 ・札幌市PTA協議会 ・北海道運輸局札幌運輸支局 </p> | <p>明石市地域公共交通会議 (明石市土木交通部 所管)</p> <p>[会の目的] 地域の需要に応じたバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する</p> <p>[委員] <ul style="list-style-type: none"> ・明石市土木交通部長 ・国土交通省神戸運輸管理部兵庫陸運部 ・兵庫県明石警察署 ・兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所 ・明石市連合自治協議会 ・明石地区バス事業者協会(会長:神姫バス) ・山陽バス ・明石地区タクシー協議会 など </p> | <p>呉市バス運行協議会 (呉市都市部交通政策課 所管)</p> <p>[会の目的] 路線バスを中心とした生活交通体系に関して、関係者が密接な連携を図りながら、望ましい生活交通の確保方策等を協議・検討し、市民生活に不可欠な移動手段を将来にわたり安定して維持していくために設置する</p> <p>[委員] <ul style="list-style-type: none"> ・呉市都市部 ・広島電鉄 ・地域住民団体の関係者 ・一般旅客自動車運送事業者 </p> |
| 法定協議会との違い | 路線休廃止の意思が表明された時に、補助金を交付し後続運行事業者を選定する | 法定協議会として設置 | 路線網のあり方・運行ダイヤの見直し・利用促進策等を行政と運行事業者で協議する |
| 事務手続き | 審査会において、路線休廃止の意思が表明された時は、他の事業者に当該路線運行の継承について意向確認を行う | 交通会議において、定期的な効果検証と改善施策の実施により、路線バスサービスの維持・向上を図る | 協議会において、各路線の運行・利用状況、廃止や減便の申し出がある路線の取扱い等について協議を行う |